2　締約国は、次の事項に焦点を合わせた経済協力及び技術協力に関する活動（能力開発及び技術援助を含む。）を検討し、及び実施する。

(a) 物品の貿易
(b) サービスの貿易
(c) 投資
(d) 知的財産
(e) 電子商取引
(f) 競争
(g) 中小企業
(h) 締約国間で合意する他の事項

第十五・四条　資源

1　この章の規定に基づく経済協力及び技術協力のための資源については、第十五・二条（目的）に定める目的を考慮して、自発的に、かつ、関係する締約国間で合意する方法によって提供する。

2　締約国は、相互の利益に基づき、作業計画の実施を支援するため、互恵的な協力及び連携を発展させることに関心を有する次のものとの協力並びにこれらからの貢献について検討することができる。

(a) 非締約国
(b) 小地域的、地域的又は国際的な機関又は団体

第十五・五条　作業計画

1　締約国は、第十五・二条（目的）４の規定に従い、この協定の経済協力及び技術協力に関する規定並びに第十八章（制度に関する規定）の規定に基づいて設置される委員会が特定するニーズを考慮して作業計画を作成する。

2　締約国は、この協定の効果的な実施及び利用を奨励するため、作業計画において次の活動を優先させる。

(a) 開発途上締約国及び後発開発途上締約国への能力開発及び技術援助を提供する活動
(b) 公衆の啓発を促進する活動
(c) ビジネスに関する情報へのアクセスを促進する活動
(d) 締約国間で合意する他の活動

3　締約国は、必要な場合には、及び合意に基づき、作業計画を修正することができる。

第十五・六条　ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国

締約国は、ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮する。支援に貢献する一又は二以上の締約国と支援を求める一又は二以上の締約国との間で合意される適当な能力開発及び技術援助については、当該支援を求める締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行し、及びこの協定による利益を利用することに資するよう提供する。

第十五・七条　紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

第十六章　政府調達

第十六・一条　目的

締約国は、政府調達に関し、法令及び手続の透明性を促進すること並びに締約国間の協力を発展させることの重要性を認識する。

第十六・二条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国の中央政府の機関であって、この章の規定の実施のために当該締約国が定義し、又は通報するものが行う政府調達に関する当該締約国の法令及び手続について適用する。

2　この章のいかなる規定も、後発開発途上締約国に対し、透明性及び協力に関する義務を負うことを要求するものではない。後発開発途上締約国は、締約国間の協力から利益を得ることができる。

第十六・三条　原則

締約国は、成長及び雇用を促進するために地域の経済統合を推進する上での政府調達の役割を認識する。各締約国は、政府調達が国際競争に明らかに開放されている場合において、可能な限り、かつ、適当なときは、自国が適用するところによる一般的に認められている政府調達の原則に従って自国の政府調達を行う。

第十六・四条　透明性

1　各締約国は、政府調達に関し、次のことを行う。
(a) 自国の法令を公に利用可能なものとすること。
(b) 自国の手続を公に利用可能なものとするよう努めること。

2　各締約国は、(a)に規定する自国の法令及び(b)に規定する自国の手続に関する情報には、入札の機会が公表される場所に関するものを含めることができる。

3　各締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、１に規定する情報を電子的手段により利用可能なものとし、及び更新するよう努める。

4　各締約国は、１に規定する情報を公表するために自国が用いる紙面又は電子的手段を附属書十六Ａ（透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段）において特定することができる。

5　各締約国は、１に規定する情報を英語により利用可能なものとするよう努める。

第十六・五条　協力

締約国は、それぞれの政府調達の制度に関する理解の向上を達成するために政府調達に関する事項について協力するよう努める。その協力には、次のことを含めることができる。

(a) 可能な限り、締約国の法令及び手続並びにこれらの修正に関する情報を交換すること。
(b) 訓練、技術援助又は能力開発を締約国に提供し、及びこれらの自発的活動に関する情報を共有すること。
(c) 可能な場合には、最良の慣行に関する情報（零細企業を含む中小企業に関するものを含む。）を共有すること。
(d) 可能な場合には、電子調達の制度に関する情報を共有すること。

第十六・六条　見直し

締約国は、政府調達を円滑にするために将来この章の規定を改善することを目的として、締約国の合意に従い、第二十・八条（一般的な見直し）に定める期間内にこの章の規定の見直しを行うことができる。

第十六・七条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局に関連する詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、自国の連絡部局に関連する詳細の変更を他の締約国に速やかに通報する。

第十六・八条　紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

附属書十六Ａ　透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段

オーストラリア
一般の法令の公表
www.legislation.gov.au
政府調達に関する手続の公表
www.finance.gov.au
入札の公示
www.tenders.gov.au

ブルネイ・ダルサラーム国
調達に関する規則の公表
https://www.mofe.gov.bn/divisions/state-tenders-board-general-information.aspx
https://www.mofe.gov.bn/divisions/financial-regulation-1983.aspx
https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-22009.aspx
https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-32004.aspx